

土佐市医療救護行動計画 発災後のタイムライン

関係者 時間	地域全体の想定・起こりうること	機関別								
		土佐市(厚生部)	災害拠点病院・救護病院	病院・有床診療所	無床診療所	津波地域病院等	消防署	薬剤師会	住民	医療支部
～1時間	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱、60秒の地震が発生、余震が続く 沿岸部は、地震発生から20～30分後に2～5mの津波が押し寄せる 建物の崩壊や漏電に伴う火災が発生 停電、ガスや水道は使用不可 一部道路が崖崩れ等で通行困難 生命・安全の確保(地震、津波情報収集、避難、安否確認、人命救助) 	<ul style="list-style-type: none"> 土佐市地域防災計画・災害時医療救護計画に基づく活動 1 土佐市災害対策本部の設置 2 所掌事務体制計画に基づき職員配備 3 活動内容の確認 4 医療救護所の開設準備 5 通信体制の確立 6 医師、看護師等の招集 7 被害状況の収集と報告 	<ul style="list-style-type: none"> 病院のマニュアルに基づく活動開始 1 消火・救出・避難 2 火災消火活動・EV閉じ込め者の救出・パニック防止・二次災害発生防止 3 患者の状況把握 4 入院・外来・透析・手術中患者の安全確保 5 院内の状況把握 6 状況確認及び緊急保全(建物、インフラ、通信手段、医療設備・資材、危険物、PCシステム・サーバー)・職員安否確認 7 診療提供能力の把握 8 医療ガス、医薬品、レントゲン・CT、検査機器 9 バイタルサイン安定化のための治療 10 救急外来の重症患者、中断できない診療や手術等の継続 11 体制の構築(対応方針の決定) 12 対策本部委員の招集、立ち上げ、本部拠点及びDMAT活動拠点本部の設置 13 設置、指揮命令系統の明確化 14 外来診療の中止 15 近隣病院の状況把握 16 安全確保 17 危険物の撤去、危険箇所への侵入防止、駐車場制限、トリアージ場所の確保 18 ライフライン維持・復旧 19 自家発電装置や通信手段の稼働・電気、医療ガス、プロパンガス等確認 20 食糧確保、市水断水確認後、井戸水への切り替え、消毒薬の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 病院等のマニュアルに基づく活動開始 1 地震発生時の院内放送 2 津波、火災の有無の確認 3 患者等の被災状況の把握 4 入院や外来患者、職員の安否確認 5 院内被災状況の把握 6 医療提供の状況把握(医療ガス、吸引、医薬品、レントゲン、血液検査等) 7 インフラの被害状況 8 院内危険箇所の表示 9 (指揮命令系統確保)災害対策本部の設置 10 院内内外の情報収集 11 非常職員の安否確認 12 非常職員の非常招集 13 消防、市対策本部等への被災状況の発信 14 出入り口の閉鎖 15 勝手な侵入を防ぎ混乱を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所のマニュアルに基づく活動開始 1 消火・救出 2 安全確保 3 避難誘導、避難路確保 4 院内・職員等の被災状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 病院等のマニュアルに基づく活動開始 1 指揮命令の確立・安全確保 2 資材の集積、配分及び被害調査(調査資材班) 3 巡視警戒、資材の運搬、誘導(巡視警戒班) 4 飲料水の供給、臨機各班応援(給水班) 5 情報の収集、気象観測記録、連絡、当務活動(当務班) 6 宇佐分署勤務(分署班) 7 救急活動(救急班) 8 救助活動(救助班) 9 注釈:各班が、併行して活動を開始する。発災直後の初動対応については、「地震災害時活動マニュアル」に基づき対応 	<ul style="list-style-type: none"> 土佐市のBCPIに基づく活動 1 各部、消防団間及び関係機関との連絡調整(通信連絡班) 2 資材の集積、配分及び被害調査(調査資材班) 3 巡視警戒、資材の運搬、誘導(巡視警戒班) 4 飲料水の供給、臨機各班応援(給水班) 5 情報の収集、気象観測記録、連絡、当務活動(当務班) 6 宇佐分署勤務(分署班) 7 救急活動(救急班) 8 救助活動(救助班) 9 注釈:各班が、併行して活動を開始する。発災直後の初動対応については、「地震災害時活動マニュアル」に基づき対応 	<ul style="list-style-type: none"> 【支体内のマニュアルに於いて】 【薬局】 1 地震の規模等を把握し、患者及び従業員等の安全確保 2 津波発生時の恐れのある場合は、津波指定緊急避難場所への避難・誘導 3 従業員の安否確認 4 薬局の状況確認 5 建物、ライフライン、医薬品や器具等の状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ラジオ等から地震、津波情報の収集 2 消火・安全確保 3 避難 【内陸地域】 1 避難所へ避難 2 避難所の開設準備 3 安否確認 4 負傷者等の応急手当 【沿岸地域】 1 津波指定緊急避難場所や高台へ避難 2 負傷者等の救出と応急手当 	<ul style="list-style-type: none"> ■高知県災害時医療救護計画に基づく活動 1 活動拠点(医療支部)の立ち上げ 2 指揮命令の確認、安全確保 3 庁舎等の被害状況の確認 4 活動方針の決定・指示 5 管内外の情報収集 6 医療支部の設置の報告(医療本部、管内市町、関係機関等)
～6時間	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の住民は津波指定緊急避難場所等で津波が収まるまで待機。住民の安否確認ができない 病院前に負傷者や避難者等が殺到 負傷者等の救出と応急手当 医師や看護師等への協力要請(呼びかけ) 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 7 医療受付(フリアージ)と医療救護所における救護活動の準備・開始 8 救護室や拠点薬局の開設要請 9 災害医療アドバイザー(近隣医師等)の受入調整と配置 10 外部連携体制の整備 11 こうち医療ネットワーク(EMIS)への入力、市や県医療本部(DMAT調整本部)・支部への連絡 12 ライフライン維持・復旧 13 上水設備、下水設備、ガス設備の稼働、システム稼働・システム停止時の代替手段(紙カルテ・処方箋)の構築、緊急輸送車両確認の申請 14 緊急医療体制の構築 15 重症・中等症患者への対応、災害対応カルテ体制の構築、医薬品処方・調剤 16 医療基盤維持のための業務準備 17 検査部門(検体受付、検体処理、検尿一般検査、血液ガス検査、心電図検査、輸血等) 18 中央材料部門(滅菌準備、滅菌、物品の払い出し、在庫物品の発注) 19 放射線部門(ポータブル撮影、一般撮影業務) 20 透析部門 21 医事(カルテ検索、受け入れ者名簿作成、診療活動記録) 22 調達:在庫確認・調達手段確保 23 自家発電燃料、緊急食糧・飲料水、医療機器・診療材料・血液製剤・各種医薬品・医療用ガス 24 応援要請 25 応援の要請 26 搬送(重症者)体制の整備 27 搬送先との調整、搬送手段の確保、救急車動線の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 6 ライフライン等の維持・復旧 7 自家発電機、上下水道、電気、ガスの状況確認 8 管理会社への状況報告ならびに復旧 9 代替手段の確保(ガス式自家発電機稼働など) 10 仮設トイレの設置 11 通信手段の確保 12 電話の確認、衛星携帯電話で外部へ連絡調整 13 水や食料の分配(備蓄品) 14 トリアージの実施 15 避難者の名簿策定(病状、救護の要否等含む) 16 災害対応カルテの作成 17 医薬品の処方及び調剤(備蓄薬) 18 病院機能全般の確認と発信 19 こうち医療ネットワークへの入力 	<ul style="list-style-type: none"> 4 市対策本部等への被災状況の発信 5 医療救護活動への協力(災害時の状況を踏まえた医師の判断による) 6 施設で診療を開始 7 可能な限り、土佐市民病院へ参集し医療救護活動の協力支援(土佐市民病院や、医療救護所、救護室) 	<ul style="list-style-type: none"> 【病院】 6 入院患者等の症状安定化のための継続治療 7 救出要請 8 こうち医療ネットワーク(EMIS)への入力、市対策本部等への連絡(無線機等) 【診療所】 3 避難場所での応急手当 4 市への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 【宇佐分署】 1 避難誘導 2 避難場所での救出・応急手当 3 市への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 5 地域リーダーへの報告 6 薬局安否確認票の持参 7 薬剤師の参集 8 保健福祉センター 9 県薬剤師会への支部内の状況報告及び情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸地域】 1 避難所の開設 2 安否確認 3 医療ニーズの集約と市への報告 【沿岸地域】 1 津波指定緊急避難場所や高台へ避難 2 負傷者等の救出と応急手当 	<ul style="list-style-type: none"> 上記事項の継続 4 管内の医療救護活動のまとめ及び支援策の検討 	
～24時間	<ul style="list-style-type: none"> 食糧や水、生活必需品を確保するため、店舗は混雑 避難所は、避難者で混雑 家族等の安否確認情報の相談が増大 行方不明者の捜索 沿岸地域や孤立地域の被災が不明 	<ul style="list-style-type: none"> 12 医療受付(フリアージ)や医療救護所における救護活動の継続、仮設医療救護所や救護室、拠点薬局の開設準備 13 重症患者や要医療者の情報収集の救護病院等への連絡 14 医療機関等施設の被災状況の把握と後方支援医療機関情報の収集、搬送手配 15 要配慮者相談窓口の開設検討 16 福祉避難所の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> 17 症状安定化のための治療 18 搬送 19 移送対象者の確定、搬送手段の確保、搬送実施 20 職員勤務基盤の確保 21 非常職員の安否確認、招集、仮眠スペースの確保、勤務ローテーションの検討、仮設シャワーや毛布の対応 22 遺体の確認 23 死亡確認、診断書の作成、安置、引取りの手続き、搬送 24 食事の確保 25 備蓄品の配布、流動食・特殊食・炊出しの対応 26 外来患者や帰宅困難者対応 27 避難所への誘導、避難所への移動手段の確保、備蓄品や毛布の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 11 症状安定化のための治療 12 症状が増悪した患者の治療 13 備蓄食の提供 14 備蓄食の提供(患者、職員)受入れ 15 搬送対象者の確定、搬送先、搬送手段 16 入院患者・急患への対応 17 入院患者への日常ケア・急患への治療、誘導 18 職員健康管理チェック 19 メンタル面、疲労度のチェック 20 仮眠スペースの確保 21 ライフラインの維持 	<ul style="list-style-type: none"> 【病院】 上記活動の継続 【診療所】 5 仮設医療救護所の開設準備に向け移動 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 【宇佐分署】 5 仮設医療救護所の開設準備に向け移動 	<ul style="list-style-type: none"> 9 拠点薬局の開設準備 10 必要な医薬品の持参 11 県備蓄医薬品(土佐市民病院)の確保 12 医薬品の集積、リスト等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸地域】 1 避難所の運営 2 健康確認 3 医療ニーズの集約と市への報告 【沿岸地域】 1 避難所への移動 2 負傷者等の救出と応急手当 3 仮設医療救護所の開設への協力 4 負傷者の仮設医療救護所への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 上記事項の継続 5 管内の医療調整及び医薬品・物資等の調整 6 管外医療救護チーム等の受入 7 管内の医療救護活動のまとめ及び支援策の検討 	
～48時間	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出しの開始 慢性疾患患者や救急患者等の医療ニーズが増大 自衛隊やDMAT等の支援活動の開始 沿岸部や孤立地域の負傷者や要配慮者等の救出、遺体の収容 重油やカリ、ドラッグ等の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 16 医療救護所における救護活動の継続と救護室と拠点薬局の開設 17 仮設医療救護所の開設 18 近隣医師とDMATによる医療救護活動の開始 19 追加医薬品の要請 20 衛生資材等の確保 21 後方支援医療機関の確保作業継続 22 福祉避難所の開設と住民への周知 23 土木部と連携した遺体安置・検案所の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> 【発災後6時間から24時間の対応を継続】 23 DMATの受入れ 24 DMATの応援を受け、重症患者の救命処置・後方搬送の依頼 25 仮設医療救護所や避難所の医療救護活動への支援 26 マスコミ対応 27 マスコミの院内取材を禁止し、災害対策本部が対応する 28 急を要する外来診療の再開 29 慢性疾患患者への処方、外来透析患者の他病院紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 17 医薬品、医療材料の在庫確認と不足分の要請 18 備蓄食品の在庫確認と不足分の要請 19 急を要する患者、慢性疾患患者への対応、継続治療 20 後方医療機関への搬送 21 避難者・帰宅困難者の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 【診療所】 6 仮設医療救護所の開設・運営 7 負傷者の応急処置 8 DMATの受入 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 【宇佐分署】 5 仮設医療救護所の開設・運営への協力 6 負傷者の搬送と応急処置 	<ul style="list-style-type: none"> 【薬局】 10 拠点薬局の開設 11 医療救護所や救護室からの処方箋の調剤 12 使用可能な医薬品等があれば、不足する医療機関等に融通 	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸地域】 1 上記事項の継続 【沿岸地域】 1 上記事項の継続 2 仮設医療救護所の運営への協力 3 重症患者の医療救護所への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 	
～72時間	<ul style="list-style-type: none"> 医療資器材や医薬品が不足 医療従事者や入院患者等の食糧飲料水が不足 支援物資(食糧や水、医薬品等)の受入、整理、調整等の業務が増大 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 23 保健衛生活動の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 【発災後6時間から24時間の対応を継続】 26 通常業務への体制整備 27 職員のローテーションの検討、建物・設備の復旧、医療材料・医薬品・食事の安定供給確保 	<ul style="list-style-type: none"> 21 継続治療 22 施設被害の復旧・修理 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 【診療所】 7 仮設医療救護所で医療救護活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 【宇佐分署】 6 仮設医療救護所で医療救護活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【薬局】 上記事項を継続する 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 上記活動の継続 	